

地域経済の振興等に関する要望

地域経済の振興及び活性化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 国が打ち出した各経済・雇用対策を実効あるものとするため、地方に対する積極的な支援・協力を含め、十分な財政措置等を講じること。
2. 中小企業対策について
 - (1) 中小企業対策関連施策を強力に推進するとともに、融資制度などの資金繰りや税制面の支援を拡充するなど、中小企業への総合的な経済対策を引き続き講じること。併せて、都市自治体を実施する制度融資に伴う損失補てん金についても、財政措置を講じること。
 - (2) 原材料価格高騰対応等緊急保証制度や小口零細企業保証制度等のセーフティネット保証制度については、十分な保証枠を確保するとともに、各種認定要件の緩和や指定手続の迅速化など、制度の充実を図ること。
 - (3) 地域経済の自立的発展を促進するため、商工組合中央金庫及び日本政策金融公庫による中小企業への金融機能の維持・充実を図ること。
3. 省エネルギーの促進・新エネルギーの開発及び導入の促進について
 - (1) 市民生活や事業活動における省エネルギーを促進するとともに、新エネルギーの開発及び導入を促進すること。
 - (2) 新增設した新エネルギー利用設備の特別償却を拡充すること。
 - (3) 太陽光発電システム導入への助成制度及びメーカーへの技術開発支援を拡充すること。また、太陽光発電による電力の固定価格買取制度を速やかに導入すること。
 - (4) 既設の風力発電施設の改修費用について支援措置を講じること。また、風力発電による電力の買取価格を増額すること。
4. 電源立地地域対策について
 - (1) 原子力発電施設及び周辺地域の防災対策の充実強化を図ること。
また、原子力発電施設周辺地域の一層の振興を図るため、原子力発電施

設等立地地域の振興に関する特例措置を継続するとともに、対象地域の拡大を図ること。

- (2) 電源立地地域対策交付金（水力発電施設周辺地域交付金相当分）の交付期間延長と交付限度額の確保を図ること。

5. 企業誘致について

- (1) 農村地域工業導入促進法に基づく減収補てん措置制度の延長、企業立地促進法に基づく課税免除等の対象拡大など、企業誘致に対する支援措置の充実強化を図ること。
- (2) 企業立地を円滑に促進するため、企業立地重点促進区域における開発行為を都市計画法の許可基準に追加すること。また、開発許可が不要だった工業団地において、都市計画法改正以前と同様の手続きになるよう適切な措置を講じること。

6. 自動車競技法・小型自動車競走法における競輪・オートレースの場外車券売場の設置について、地元自治体等の意向が反映されるよう、法改正等の措置を講じること。

7. 日本の地名や地域ブランド商標の海外における保護や登録について、出願情報の共同監視体制の構築や相談窓口の設置などの支援施策の充実を図ること。